定 款

公益財団法人 マリンスポーツ財団

公益財団法人マリンスポーツ財団

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人マリンスポーツ財団と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、マリンスポーツ等を通じて青少年等の健全な育成を図るとともに、モーターボート等の操縦技術の向上、安全性の確保並びに水上における事故防止を図り、もってマリンスポーツの普及振興及び海事思想の普及並びに健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) マリンスポーツに関する各種講習会、体験乗船会等の開催又は指導
 - (2) マリンスポーツ活動水域の確保及び環境整備に関する事業
 - (3) 水辺における各種施設の管理運営及び供用に関する事業
 - (4) 水上安全及び事故防止に関する事業
 - (5) マリンスポーツに使用するモーターボート等の操縦及び整備に関する事業
 - (6) 各種マリンスポーツ団体の活動支援に関すること。
 - (7) 青少年等の健全な育成を図るための活動への奨励・助成支援に関する事業
 - (8) 水辺等におけるビーチスポーツ及びアーバンスポーツ等の生涯スポーツの活動支援並びに普及振興に関する事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定め たものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとする とき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要 する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会 において報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 会長は、前項に規定する事業計画書、収支予算書等を毎事業年度開始の前日までに、行政 庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類は、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。
- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)で

ある者

- (1) 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務 省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は許可法人(特別の法律 により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人を言う。)
- 3 評議員が次のいずれかに該当するときは、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において決議する 前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員に対しては、評議員会において別に定める役員等の退任慰労金の支給の基準に従って算出した額を積み立て、支給することができる。
- 3 評議員には、その職務を行うために要した費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催する ほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が 招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集通知は、各評議員に対し、開催日の1週間前までに発する。ただし、緊急 を要する場合は、開催日の3日前までに発することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わ なければならない。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす

(評議員会への報告の省略)

第20条 理事が評議員会の報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、評議員会議長が記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事 の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行す

る。

- 3 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は 会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び理事長を補佐してこの法 人の業務を分担執行する。
- 5 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上自己の職務の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める役員等に対する報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 2 常勤以外の理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等の退任慰労金の支給の基準に従って算出した額を積み立て、支給することができる。
- 3 役員には、その職務を行うために要した費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

- 第29条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の議決により推薦する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

(名誉会長等の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、各役員に対し、開催日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、開催日の3日前までに発することができる。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長に事故があるときは、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において 準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他 法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行なう。

第10章 事務局

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に 定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例 民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわら ず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とす る。
- 3 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。笹川 堯、金子光夫、岡村一臣、小池保夫、堀内浩太郎、福永達夫、笹川善弘
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 遠藤容弘、梶原義明、神山榮一、今 義男、坂本眞輔、野口 旭、笹川博義
- 5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。 竹内清治、青木繁之
- 6 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。 笹川 堯、金子光夫

附則

この定款は、平成28年3月29日に改正し、平成28年3月29日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月27日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

附則

この定款は、令和2年6月23日に改正し、令和2年6月23日から施行する。

附則

この定款は、令和4年8月15日に改正し、令和4年8月15日から施行する。

附則

この定款は、令和4年12月14日に改正し、令和4年12月14日から施行する。

附則

この定款は、令和6年12月31日に改正し、令和7年1月1日から施行する。